

飯塚事件第2次再審請求棄却決定

- 【文献種別】 決定／福岡地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年6月5日
【事件番号】 令和3年(た)第3号
【事件名】 再審請求事件(飯塚事件第2次再審請求棄却決定)
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 刑事訴訟法435条6号
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25620263

九州大学教授 豊崎七絵

事実の概要

1 1999(平成11)年9月29日、福岡地裁は、久間三千年氏(以下「事件本人」という)に対し、死体遺棄、略取誘拐、殺人被告事件について死刑判決を言い渡した¹⁾。控訴、上告はいずれも棄却され²⁾、2006(平成18)年に第一審判決が確定した(以下「確定判決」という)。その2年後の2008(平成20)年10月28日、死刑が執行された。

2014(平成26)年3月31日、福岡地裁は、妻による再審請求を棄却する旨の決定を言い渡した³⁾。即時抗告、特別抗告はいずれも棄却され⁴⁾、再審請求棄却決定が確定した⁵⁾。

2 2021(令和3)年7月9日、妻は第2次再審請求を申し立てた。弁護人は、Oの供述録取書(平成30年5月16日付)とKの供述書(令和2年1月23日付)の2つを主要な新証拠として提出したところ、OとKの証人尋問が実施された(以下、Oの供述録取書と証言を合わせて「O新供述」、またKの供述書と証言を合わせて「K新供述」という)。

O証言の要旨は次のとおりである。飯塚市大字潤野〈番地略〉の三叉路付近で女の子2人を車で追い越し、その先で計4台の車とすれ違ったと記載されているOの警察官調書や検察官調書(以下「本件各調書」という)は自分の記憶と異なる内容である。事件当日とは別の日、三叉路よりも東側手前で三叉路に向かって歩く女の子2人を車で追い越したことはあり、その先で車が駐車されていたり対向車と離合したりすることはなかった。警察官調書の記載は自分の記憶と異なることを伝えたが、警察官に押し切られて署名してしまった。

2年後、警察から連絡を受け、田川市にある喫茶店で、検察官ではなく警察官から事情聴取を受けたが、出来上がった検察官調書が用意されており、記憶と違う点があると指摘したが、聞き入れてもらえず、結局署名、押印してしまい、添付図面の作成にも応じてしまった。

なお本件各調書の信用性を弾劾する新証拠として、以上のOの供述録取書や証言のほか、弁護人作成の現場再現実験報告書がある。

K証言の要旨は次のとおりである。事件当日の1992(平成4)年2月20日、午前9時40分過ぎか午前10時40分過ぎ、八木山バイパスを飯塚市方面から福岡市方面に通行中、穂波西インター先の片側2車線になった辺りで、時速40km未満でゆっくり走る白のライトバンを右方から追い越した際、後部座席で、赤いランドセルを背負い、おかつぱ頭の小学校1年生の女の子が、自分のことを見ていた。その表情はこわばっていて、おびえているようであった。後部座席には、もう1人別の女の子が横たわっていて、その横にランドセルが置かれていた。運転手は、坊主頭、色白の小柄な男で、35歳前後に見えた。その日の夕方、本件の報道を知って、翌日、飯塚警察署に電話した。何日か経って訪ねてきた警察官に全て説明したが、警察官は紺色のワンボックスカーではなかったかなどの質問をして帰っていった。本件の公判を傍聴し、事件本人を確認したが、白のライトバンの運転手とは違う人だった。2018(平成30)年には新聞記者から被害者両名の写真を見せてもらったが、自分が目撃した女の子と似ていると感じた。

3 OやKの新供述の信用性を基礎づけるとして、弁護人は証拠開示を求めたが、検察官はOやKの初期供述に関する捜査報告書等について不相当との回答を行った。裁判所は検察官送致記録一覧表（書証目録）の開示を勧告したところ、検察官はこれに応じず、裁判所もそれ以上の措置を講じなかった。

決定の要旨

再審請求棄却。

「証拠の明白性に関して、弁護人は……O及びKの各証言を主要な新証拠に据えているため、以下、これらの信用性を中心に検討し、その結果、弁護人が提出した新証拠が、関連する他の証拠の証明力に影響を及ぼすのか、ひいては確定判決における事実認定について合理的な疑いが生じ得るのか否かを検討する。」

「O証言は、本件各調書の内容を正面から否定し、大きく分けて、①女の子2名の目撃日時、②目撃位置、内容、③目撃時における周辺の駐車車両の有無の3点につき、本件各調書の内容を正すことを主眼とするものである。Oは、このような供述の変遷が生じた理由について、当初から、捜査機関に対し、当審において証言した内容を記憶どおりに話し、本件各調書の内容が自身の記憶とは異なるものであることを伝えたものの、捜査官に押し切られ、本件各調書が作成されてしまった旨述べる。」「捜査機関が、目撃状況に関する供述を歪曲させてまで、Oの記憶とは異なる供述調書を無理やり作成したとは考え難く、Oが本件各調書の内容を否定するにあたって前提としている事実関係には疑問が残る上、弁護人作成の供述録取書からの変遷は、Oの現在の記憶自体、一貫性のない不確かなものである可能性が高いことを示しているから、当審におけるO証言は信用できない。弁護人は、Oが本件各調書の内容を否定するに至ったのは、自らの記憶と異なる供述調書を作成されたことが、事件本人に対する死刑判決に影響を与えてしまったのではないかという自責の念を動機とするものであり、このようなOの真摯な姿勢からすれば、O証言は十分に信用できるとも主張するが、そのことは前記判断に影響しない。」

「Kは……目撃した女の子2名の特徴については、2人とも髪型がおかっぱ頭で、赤いランドセ

ルを所持していたという特異的でない内容を述べるにとどまり、目撃した女の子2名と被害者両名のどこが似ていたのかという質問に対しても、全体の雰囲気似ていたと繰り返すばかりで、両者を似ていると判断した具体的根拠を全く示すことができていない。そもそも、Kは、不審車両を追い越す1～2秒の間に、同車内の女の子2名を目撃したというにすぎず、Kの方を向いていた女の子でさえ、その顔貌を子細に観察し、記憶する余裕があったとは考え難い。」「目撃した女の子らの目につきやすい特徴については記憶がないのに、本件から26年以上が経った今でも、車で追い越さずまに目撃した面識のない女の子2名の顔をはっきり覚えているという供述内容自体、不自然な感が否めない。」「弁護人は、Kが取引先から集金できなかったため、ゆっくり走行していた軽自動車を追い越す際に、イライラしながら運転手を注視したことや、女の子の表情が極めて印象的で、強い記憶力が働いたこと、目撃内容を明確にし、記憶を維持する機会が反復、継続していたことなどを指摘し、K証言は信用できると主張する。しかし……Kが目撃した女の子らの顔貌を明確に記憶し、その後もその記憶を維持していたのであれば、少なからず女の子らの顔の特徴等を指摘できてしかるべきであるのに、上記のとおりKは曖昧な供述に終始している。」「Kが目撃した女の子2名が被害者両名であるとすると、確定審が認定した被害者両名の死亡時刻と抵触する上、犯人は被害者両名を略取又は誘拐した後、いったん八木山バイパスを通過して福岡市方面に向かいながら、その後進路を逆に変えて飯塚市方面に戻り八丁峠方面に向かったことが想定されるが、犯人の行動として不自然な感を否めない。」「K証言は信用できず、女の子2名を目撃したことを前提としたとしても、被害者両名であるという合理的な疑いは生じない。」

「O証言や本件報告書によって本件各調書の信用性が減殺されることはなく、K証言を踏まえても、事件本人とは別の人物が犯人である合理的な疑いは生じない。弁護人はその他縷々主張するが、これを踏まえて検討しても、本件再審請求において提出された新証拠が、確定審及び第1次再審請求審において取り調べられた他の証拠の証明力に影響することはなく、情況事実の総合評価の結論を左右することもない。したがって、事件本人が

犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされているという結論は揺らぐが、本件再審請求において提出された新証拠は、いずれも明白性が認められない。」

判例の解説

一 証拠開示・証人尋問と明白性の判断枠組み

1 O及びKの各証言の信用性は、捜査の過程で一般的に作成される記録類の開示すら果たされぬまま、本決定によって否定された。本決定を言い渡した裁判所は、事実の取調べ権限に基づき(刑事訴訟法43条3項・4項及び445条)、必要があると判断したからこそ、検察官に対し開示勧告を行ったはずである。これに対し検察官が開示を拒否した場合、裁判所は審理を尽くせないまま判断せざるを得なかったとしても、請求人に責めはないばかりか、再審請求審においても「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則が適用されるのであるから、裁判所は、検察官による開示拒否に対し厳しく批判したうえで、これをOの各調書の信用性を弾劾させる事情として、またO及びKの各証言の信用性を推認させる事情として考慮すべきであった。本決定は不開示について、その事実すら触れていない。

2 ところで各証言の信用性が問われたのは、事実の取調べの一環として証人尋問が実施されたからである。本決定は、弁護人が当初提出したOの供述録取書やKの供述書とOやKの各証言をそれぞれ比較して、その間の供述の変遷に照らし、「事件当時の記憶が相当程度風化し、不確かなものになってしまっている」(O証言)、目撃時刻について「年月の経過に伴い、記憶が曖昧になっていることを自認するに至っている」(K証言)ことを、各証言の信用性を否定する理由のひとつとして挙げる。しかし、これは揚げ足取りで、問題の核心を逸らすものである。問われるべきは、O新供述やK新供述が微細にわたって全面的に信用できるか否かでない。

3 Oとの関係で最も重要なのは、O旧供述たる本件各調書の信用性——特に目撃が事件当日であるという供述内容——が切り崩されるか否かであるところ、本決定には次の問題点がある。すなわち第1に、Oによる目撃が事件当日か否かは捜査機関にとって最大の関心事であり、事件当日

でなければ関連性もないから、この点が事情聴取の中心となりOが追及されても不自然でなく、「捜査機関にとって、必要性に欠ける」とは断じ得ない。また証拠開示の当時の運用に照らしても、捜査機関が矛盾証拠の「有害」を懸念する契機も乏しい。

第2に、本決定は、警察官調書について「女の子らの動作や様子等について、O自身の心情を交えながら、詳細に述べる」から「Oの積極的な供述なしに、警察官が作り上げることのできるものとは考え難い」とする。しかし、Oは事件当日とは別の日に女の子らを目撃したことは認めているから、その別の日の状況が警察官調書に反映されている可能性等もあるところ、本決定はまったく検討していない。

第3に、本決定は、駐車車両の台数に関するOの警察官調書と他の関係者の供述との齟齬は、同調書が「Oの記憶に基づいて作成されたものであることを裏付ける」(警察官が強引に調書を作成したのであれば「整合するような内容にするのが自然である)」という。しかし同調書作成当時、捜査の進行状況として駐車車両の位置が確定していなかった可能性等、必要な検討がなされていない。

第4に、本決定は、検察官調書について、警察官調書と比較すると曖昧な供述にとどまるのは記憶の減退の反映で、「予め捜査官が用意していたとは考えにくい」とする。しかしO新供述を契機として、警察官調書であれ検察官調書であれ、問われているのは「調書は記憶のとおり正しく記されなかった」という誠実性である。本決定は、O証言にいう、検察官調書をめぐり異様かつ違法な聴取の問題について、正面から取り扱おうとしない。

第5に、Oの本件各調書と証言とに矛盾がある以上、本件各調書の信用性は揺らいでいるところ、なお信用性を裏付ける客観的証拠もない。しかし本決定はまったく無関心である。

そして第6に、そもそも本件各調書は同意書面として取り調べられたもので、その信用性について反対尋問等によるチェックがなされていない。これについて本決定は証拠調べの経過として触れるだけである。

4 またKについて、本決定は、もっぱらK証言だけで、Kが目撃した女の子らが「被害者兩名であるとの合理的な疑い」、ひいては「事件本人

とは別の人物が犯人である合理的な疑い」を生じさせることを要求する。しかし本来、このような孤立評価ではなく、他の全証拠と総合評価したうえで合理的疑いが生じるか検討されなければならない。本決定は、確定審が認定した死亡時刻との矛盾を指摘するが、かかる認定（心証）を引き継ぐのではなく、K新供述を契機に、むしろ死亡推定時刻に関する鑑定をはじめ、旧証拠を改めて評価し直さなければならなかった。

二 各証言の信用性の評価方法

1 本決定は、O供述録取書とO証言とを比較し、目撃の日時や場所に変遷があることから、「事件発生から30年以上もの長い年月が流れ、事件当時の記憶が相当程度風化し、不確かなものとなってしまっている」としてO証言の信用性を否定する。しかしO証言の核心は、「各調書の内容のうち、とりわけ女の子らを目撃した日は記憶と異なるにもかかわらず、警察官に押し切られて調書に署名、押印してしまった」点である。Oは、事件当日か否かはさておき、女の子らを目撃したことについては一貫して認めている。

「警察官に押し切られて記憶と異なる内容の調書に署名、押印してしまった」という出来事は、見間違いや勘違いといった知覚の誤りは考えにくく、またOにとって明らかに不本意であるから、日常的な出来事に対する記憶と比較しても記憶力は高い。したがってこの出来事に関するO証言の供述過程のうち、特に焦点となるのは誠実性である。「自らの記憶と異なる供述調書を作成されたことが、事件本人に対する死刑判決に影響を与えてしまったのではないかという自責の念を動機とするものであり、このようなOの真摯な姿勢からすれば、O証言は十分に信用できる」との弁護人の主張も、まさに誠実性に関わる。ところが本決定は、この弁護人の主張に対し、「事件当日の記憶が相当程度風化し、不確かなものになってしまっている」という「判断に影響しない」として切り捨てた。O証言の信用性に関する本決定の評価方法は、上述の不本意な事情聴取についてのO証言の供述過程を検討しておらず、問題のすり替えである。

2 K証言の信用性評価についてはどうか。「女の子2名を目撃したことを前提としたとしても」等の判示にも表われているとおり、本決定はKに

よる女の子らの目撃を必ずしも否定していない。もっとも目撃した女の子らは被害者かという識別の点で、本決定は知覚（「顔貌を目撃できたのか疑問が残るし、仮に目撃できたとしても、その女の子の特徴を的確に把握することができたとは思えない」）や記憶（「面識のない女の子2名の顔をはっきり覚えているという供述内容自体、不自然な感が否めない」）の誤りの危険を指摘する。Kの証言するに至った動機や心情、ひいてはKの誠実性について本決定がまったく考慮しないのも、そもそも識別に問題があるとするからであるようにみえる。

しかし本決定は、目撃時あるいは目撃後の状況や心理状態がまったく異なるのに、K証言は「ほかの目撃供述と対比しても不自然である」とすることをはじめ、その評価方法に合理性があるとはいえない。またKの初期供述等の開示なくしてK証言の信用性を論難すべきでないことは、先に述べたとおりである。

さらに死亡推定時刻や誘拐後の「犯人の行動」に関する本決定の言及は、Kが目撃した女の子らが被害者ではない（別人である）可能性を暗に示唆し、そもそもK証言の関連性を否定し、門前払いするもののようにもみえる。しかし死亡推定時刻は、先に述べたとおり、それ自体、再評価の対象とされるべき問題である。誘拐後の「犯人の行動」についても、確度の高い経験則はない。

そうすると、Kが目撃した女の子らは被害者ではないとは断じ得ず、被害者である可能性は排斥されていない。ゆえにK証言を他の証拠と総合評価すれば合理的な疑いが生じることはありうるというべきである。

●注

- 1) 福岡地判平11・9・29判時1697号124頁、判タ1059号254頁。
- 2) 福岡高判平13・10・10高刑速（平13）号219頁、最二小判平18・9・8集刑290号209頁。
- 3) 福岡地決平26・3・31判時2396号96頁。
- 4) 福岡高決平30・2・6判時2396号78頁、最一小決令3・4・21刑集75巻4号389頁。
- 5) 第1次再審請求に関する筆者の論稿として、豊崎七絵「企画趣旨（〈特集〉法科学の可能性と危険性）」法と心理14巻1号（2014年）1頁以下、同「犯人性認定における法科学の位置付けについて」同31頁以下、同「証拠の明白性が認められないとして再審請求を棄却した事例（飯塚事件再審請求棄却決定）」新・判例解説 Watch（法七増刊）17号（2015年）221頁。